



都道府県医師会

担 当 理 事 殿

会 長	副 会 長	庶 務 理 事	会 計 理 事	事 務 局 長	
次 長	課 長	課 長 代 理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤			西森	岡林

日医発第 2020 号（地域）  
令和 8 年 3 月 1 7 日

公益社団法人 日本医師会常任理事

細 川 秀 一

（公印省略）

### EMIS 医療機関基本情報の入力について

厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されました。

EMIS（広域災害・救急医療情報システム）の医療機関基本情報は、災害時に被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に繋げるために必要不可欠な情報であり、当該情報については、令和 7 年度も G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用して調査が実施されています。

当該調査の必須項目に未回答の項目がある医療機関（病院及び有床診療所。以下同じ。）があり、災害に備えた情報収集に懸念が生じていることから、今般、厚生労働省から各都道府県に、管内の医療機関に対し本情報の重要性の改めての周知すること並びに、必須項目について EMIS の画面からの入力（EMIS 画面からの入力が難しい場合は、情報を入力したエクセルファイルの提出）により、今年度中に確実に情報が収集されるよう指導することが依頼されています。

なお、本医療機関基本情報の入力については、今後、医療法第 25 条に基づく立入検査調査項目に盛り込む予定とされており、盛り込まれた後に所定の入力がなされないときには、医療施設名が公表される場合があるとのことです。

対象機関、医療機関の対応等の詳細については、別添資料をご参照ください。なお、都道府県には、管下の全ての医療機関の入力完了を確認した上で、令和 8 年 3 月 31 日(火)までに厚生労働省に対して報告することが求められています。

なお、EMIS 画面からの入力が難しく、エクセルファイルで提出される場合、入力用エクセルは特定の項目に絞ったものとされていることから、全項目に回答したとしても EMIS のダッシュボードには「未入力の項目があります」と表示されるとのことです。

また、EMIS 医療機関基本情報は、本来、その全てに入力が必要な項目であるため、入力用エクセルの全項目に回答した場合であっても、不足する項目については追って EMIS 上へ入力するよう、併せて都道府県には指導が求められています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和8年3月16日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### EMIS 医療機関基本情報の入力について (依頼)

平素より、災害医療対策の推進につき格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が高まっている中、EMIS（広域災害・救急医療情報システム）の医療機関基本情報は、災害時に被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に繋げるために必要不可欠な情報です。

当該情報については、令和7年度も G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用して調査を実施しましたが、当該調査の必須項目に未回答の項目がある医療機関（病院及び有床診療所。以下同じ。）があり、災害に備えた情報収集に支障を来している状況です。

貴部（局）におかれましては、管内の医療機関に対し、本情報の重要性を改めて周知いただくとともに、必須項目について、EMIS の画面からの入力（EMIS 画面からの入力が難しい場合は、情報を入力したエクセルファイルの提出）により、今年度中に確実に情報が収集されるよう指導をお願いいたします。

なお、本医療機関基本情報の入力については、今後、医療法（昭和23年法律第205号）第25条に基づく立入検査調査項目に盛り込む予定としていることを申し添えます。また、所定の入力をいただけない場合には、医療施設名を公表する場合がありますので、予めご承知おきください。

#### 1. 対象機関

令和8年3月11日(水)現在、令和7年度 G-MIS 汎用調査の必須項目に未回答の項目がある医療機関<sup>(※)</sup>であって、EMIS 医療機関基本情報のうち特定の項目が未回答となっている医療機関（対象となる医療機関は、添付の資料をご参照ください）

(※) G-MIS 汎用調査で「一時保存」していたとしても、医療機関基本情報の必須項目に未回答の項目がある場合は対象となります

#### 2. 医療機関の対応

EMIS にログインし、EMIS 医療機関基本情報（基本情報および施設情報1）の画面から、未入力の情報を入力してください。

EMIS のログイン方法：<https://teachme.jp/179891/manuals/36412063>

EMIS にログインできない方：<https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/contact>

EMIS 画面からの入力が難しい場合は、[入力用エクセル資料](#)よりダウンロードしたエクセルファイルに必要事項を入力し、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EMIS 事業運営委託業者。以下「EAJ」という。）あて（[emis-info@emergency.co.jp](mailto:emis-info@emergency.co.jp)）にメールにて送付してください（送付の際、メールの件名は【〇〇病院医療機関基本情報等の提出】とする）。

### 3. 都道府県の対応

EAJ より毎日共有される医療機関の入力状況より、管下の全ての医療機関の入力が完了したことを確認したら、令和8年3月31日（火）までに厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療担当あて（[saigai-iryo@mhlw.go.jp](mailto:saigai-iryo@mhlw.go.jp)）にメールにて報告してください。

### 4. 注意事項

- 作業期間が短いため、今回の依頼では入力用エクセルを特定の項目に絞ったものとしております。このため、医療機関が入力用エクセルの全項目に回答したとしても、EMIS のダッシュボードには「未入力の項目があります」と表示されることとなりますので、ご承知おきください。
- EMIS 医療機関基本情報は、本来、その全てに入力が必要な項目ですので、入力用エクセルの全項目に回答した場合であっても、不足する項目については追って EMIS 上へ入力するよう、併せて指導をお願いいたします。

入力に当たってご不明点などありましたら、以下の電話番号にお問い合わせください。

稼働時間：平日 9:00～18:00

医療機関基本情報専用臨時コールセンター：03-4329-1127（着信専用）

入力についての説明資料や Q&A は、EMIS ポータルサイトのトップページのお知らせ【「EMIS の医療機関基本情報の調査」が完了していない医療機関へのご連絡】からご参照ください。

EMIS ポータルサイト <https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/>

### 参考

- 調査の概要資料 [外部リンク 調査概要](#)
- 入力ガイドマニュアル [入力ガイドリンク](#)
- よくあるお問い合わせ <https://teachme.jp/179891/manuals/44288838>